貸切バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和８年４月)

４月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局累積違反点数
1	株式会社北華（法人番号７４３０００１０７６７３３）　代表者松浦清	北海道札幌市白石区川下２５２０－７	本社営業所	北海道札幌市白石区川下２５２０番地７	R8.04.27	輸送施設の使用停止（６０日車）	旅客自動車運送事業運輸規則第２４条第６項	令和７年２月２５日及び令和７年３月１０日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。１件の違反が認められた。（１）点呼状況の録音及び録画記録の改ざん・不実記載（旅客自動車運送事業運輸規則第２４条第６項）	6	46
2	株式会社飛内交通（法人番号６４３０００１０９２２７７）　代表者伊藤志穂	北海道北広島市稲穂町東２丁目１番地２イナホアンソレイエ１－１０１号	本社営業所	北海道北広島市稲穂町東２丁目１番地２イナホアンソレイエ１－１０１号	R8.04.27	輸送施設の使用停止（８０日車）及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第２４条第１項、第２項、第３項　他４件	令和７年１１月５日、新規許可等を端緒として監査を実施。５件の違反が認められた。（１）事業計画の変更認可義務違反（道路運送法第１５条第１項）、（２）運送引受書の記載事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第７条の２第１項）、（３）点呼の実施義務違反（運輸規則第２４条第１項、第２項、第３項）、（４）運転者に対する特別な指導義務違反（運輸規則第３８条第２項）、（５）事業用自動車内事業者名等掲示違反（運輸規則第４２条第１項）	8	8
3	阿寒バス株式会社（法人番号８４６０００１０００７８）　代表者香川眞廣	北海道釧路市愛国１９１番地２０８号	摩周営業所	北海道川上郡弟子屈町中央１丁目８番２７号	R8.04.27	輸送施設の使用停止（１２０日車）及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第４５条　他５件	令和７年１０月２１日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。６件の違反が認められた。（１）事業計画の事前変更届出義務違反（道路運送法施行規則第１５条第１項）、（２）運行記録計による記録義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２６条第１項）、（３）運行指示書の記載事項義務違反（運輸規則第２８条の２第１項）、（４）運転者に対する指導監督の記録違反（運輸規則第３８条第１項）、（５）運転者に対する指導監督の記録事項違反（運輸規則第３８条第１項）、（６）無車検運行（運輸規則第４５条）	12	12
	以下余白									